

【区分[力] 糖尿病性腎症重症化予防保健指導対象者を医療機関が選定する場合】

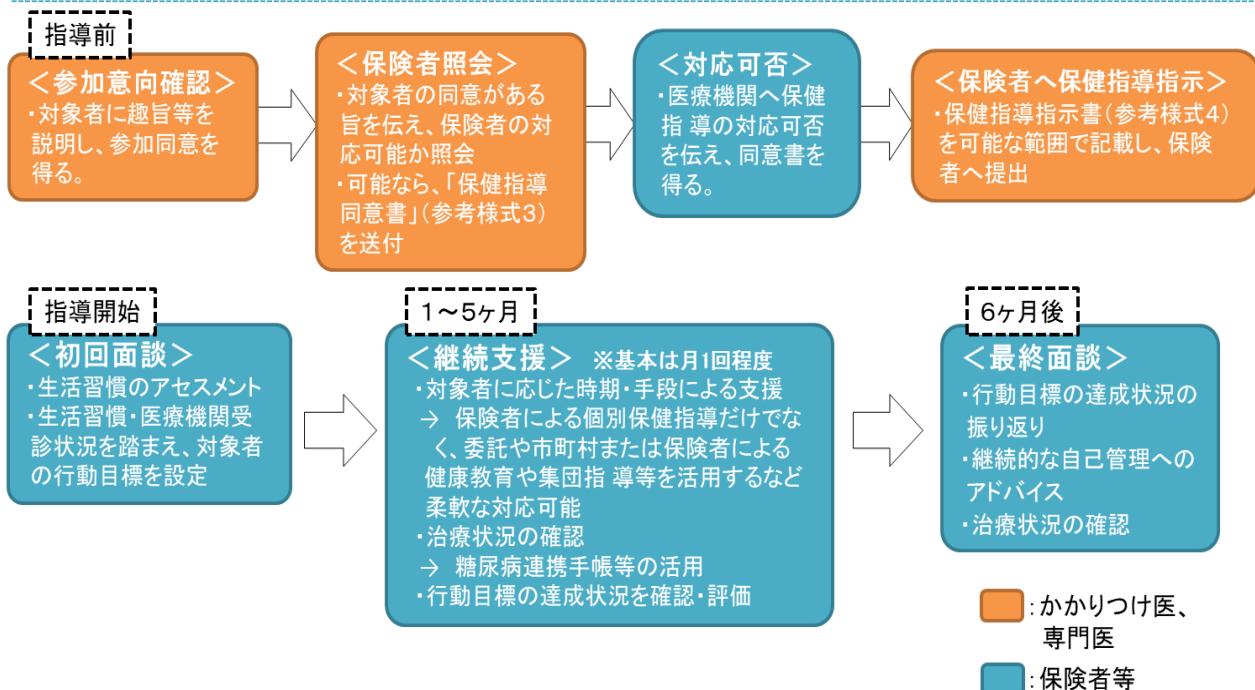
①、②のいずれも満たす者のうち、医師が「生活習慣の改善が必要であり、専門職による保健指導が必要」と判断した者

- ①糖尿病治療中 又は 経過観察中
- ②腎機能低下

除外項目

- ・1型糖尿病
- ・悪性新生物等で終末期にある者
- ・認知機能障害のある者
- ・医療機関で糖尿病関連指導加算を算定している※

※基本的に医療機関で指導環境があることから、医療機関で対応



<保険者と医療機関の情報連携ツール>

指導前	医療機関は「保健指導指示書」(参考様式4)により、指導ポイントを保険者へ指示
指導中	「糖尿病連携手帳」を活用し、医療機関は治療・検査状況を記載、保険者は指導状況を記載
指導終了後	保険者は、指導終了後、「保健指導実施報告書」(参考様式5)により、保健指導結果を医療機関へ報告